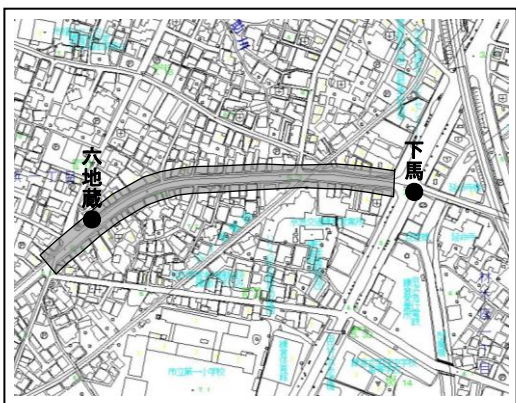


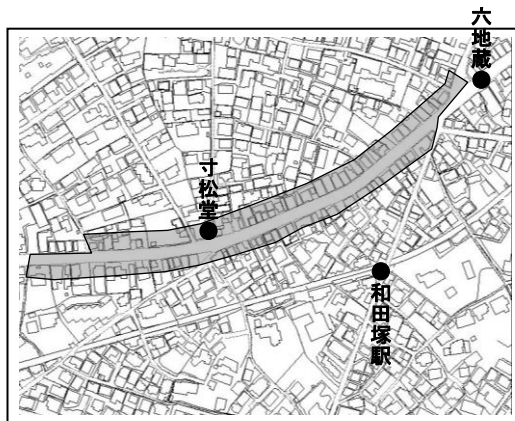
事業者の皆様へ

# 由比ガ浜通り地区、由比ガ浜中央地区では 届出前に協議会との協議が必要です

鎌倉市都市景観条例の改正（平成20年2月1日施行）により、次の2地区において建築行為等を行おうとする際には、市に届出を行う前に地元景観形成協議会の意見を聴くことが義務づけられました。（条例第20条第4項、条例施行規則第11条/裏面に詳細）

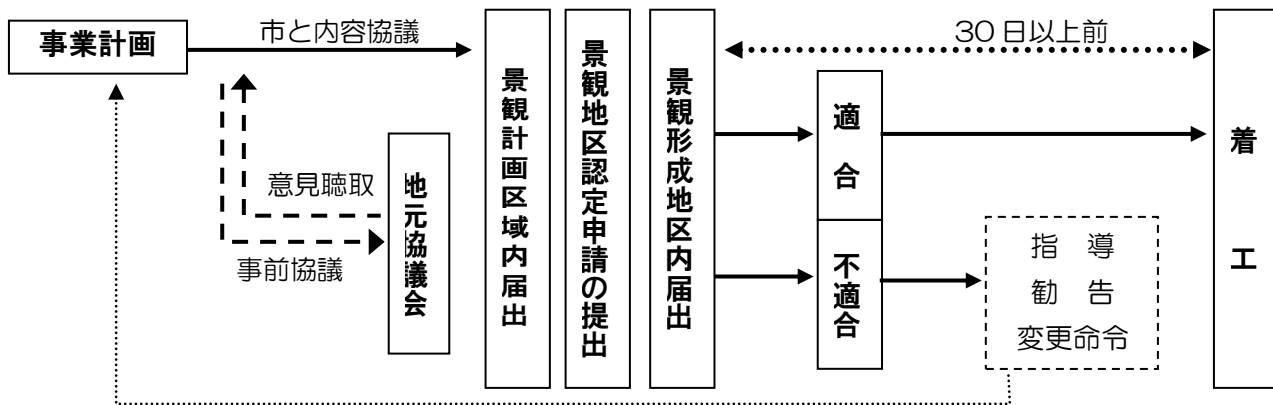


◇由比ガ浜通り地区（由比ガ浜一丁目・二丁目、御成町：下馬から六地藏までの道路境界から5mの範囲。敷地の一部がこの範囲内にある建築物を含む。）



◇由比ガ浜中央地区（由比ガ浜一丁目、三丁目、笹目町：道路境界から5mの範囲。敷地の一部がこの範囲内にある建築物を含む。）

## ■事前協議の手続き

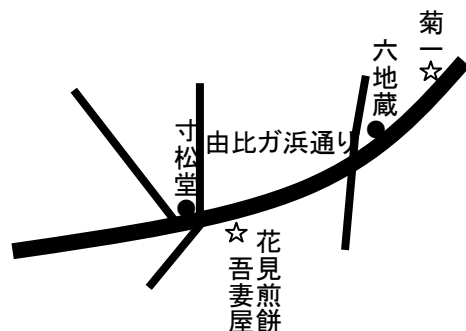


\*事前協議に必要な図面（詳細は別紙参照）

- ・付近見取図
- ・配置図
- ・現況カラー写真
- ・その他、行為の状況が分かる図面（各階平面図、各面立面図など。広告物の場合は意匠図など）

## ■景観形成協議会の連絡先

- ・由比ガ浜通り（下馬～六地藏）景観形成協議会  
会長 菊一 公明  
鎌倉市由比ガ浜一丁目3-7（菊一伊助商店内）  
TEL：0467-23-0122/FAX: 0467-25-5904
- ・由比ガ浜中央景観形成協議会  
会長 齋藤 良成  
鎌倉市由比ガ浜3-3-23（尙花見煎餅吾妻屋）  
TEL/FAX：0467-22-2600



鎌倉市都市景観条例第 20 条

(景観形成地区における行為の届出)

第 20 条 景観形成地区において、次に掲げる行為（景観形成方針及び景観形成基準が定められているものに限る。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、施工予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の建築等 ※注 1
  - (2) 工作物の建設等 ※注 2
  - (3) 広告物等の表示、設置、増設、改造、移設又は色彩若しくは表示方法の変更
  - (4) 土地の形質の変更
  - (5) 木竹の伐採又は植栽
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
- 2 市長は、前項第 6 号に規定する行為を規則で定めようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 次に掲げる行為については、第 1 項の規定は、適用しない。
- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
  - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 第 1 項の規定による届出を行おうとする者は、規則で定める行為の届出に限り、当該届出及び建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築物に関する確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする前に、当該地区の景観形成協議会の意見を聴かななければならない。

注 1：建築物の建築等…建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる模様替  
 注 2：工作物の建設等…工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる模様替

鎌倉市都市景観条例施行規則第 11 条

(景観形成協議会等との事前協議が必要な行為)

第 11 条 第 20 条第 4 項に規定する規則で定める行為は、別表第 2 に掲げる景観形成協議会の区分に応じ、同表に掲げる行為とする。

別表第 2 (第 11 条)

景観形成協議会	行 為
由比ガ浜通り景観形成協議会 由比ガ浜中央景観形成協議会	条例第 20 条第 1 項の規定による届出が必要な行為（同条第 3 項に掲げる行為を除く。）